

発電機設置の義務付けについて

1. 建築基準法における義務付け

建築物の火災時において安全な避難や消防活動ができるよう、非常用照明や非常用エレベーター等の予備電源として、発電機の設置が義務付けられている。

2. 各設備の設置基準

1) 非常用照明

停電時に自動点灯し避難経路を照らす設備として、以下の建築物の居室、および居室から地上に通ずる廊下、階段等での設置が原則必要。予備電源の最小作動時間は30分間。

- ① 劇場、映画館、共同住宅、百貨店、児童福祉施設等の特殊建築物
- ② 階数が3以上、かつ延べ面積が500㎡を超える建築物
- ③ 自然採光が十分とれない居室
- ④ 延べ面積が1,000㎡を超える建築物

2) 非常用エレベーター

非常時の消防活動用として、建物高さが31mを超える建築物で設置が原則必要。予備電源の最小作動時間は60分間。

3) 排煙設備

火災による煙を排気する設備として、以下の建築物で設置が原則必要。予備電源の最小作動時間は30分間。

- ① 特殊建築物で延べ面積が500㎡を超える建築物
- ② 階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物
- ③ 排煙上有効な窓がない居室
- ④ 延べ面積が1,000㎡を超える建築物で床面積が200㎡を超える居室